（裏面）

連絡先

勤務先（昼間等の連絡先）	名称		所属	
			電話番号	
その他（帰省先等の連絡先）	名称又は氏名		受験者との関係	
			電話番号	

受験資格及び添付書類一覧

区分	受験資格		添付書類
大学等	指定科目履修者	大学等の卒業者又は学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者（法第７条第１号又は平成19年改正法附則第３条第１号若しくは第２号）	・卒業（修了）証明書若しくは卒業（修了）見込証明書又は学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
短大等（３年制）＋実務経験（１年以上）		短期大学等（３年制）の卒業者で１年以上の実務経験を有するもの（法第７条第４号又は平成19年改正法附則第３条第１号若しくは第４号）	・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
短大等（２年制）＋実務経験（２年以上）		短期大学等（２年制）の卒業者で２年以上の実務経験を有するもの（法第７条第７号又は平成19年改正法附則第３条第１号若しくは第６号）	・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
養成施設	養成施設（短期又は一般）の卒業者（法第７条第２号、第３号、第５号、第６号、第８号、第９号、第10号、第11号若しくは第12号又は平成19年改正法附則第３条第１号、第３号、第５号若しくは第７号）		・卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
実務経験（５年以上）	５年以上の実務経験者（平成19年改正法附則第３条第２項）		・実務経験証明書又は実務経験見込証明書

備考　１　該当する□は、☑と記入すること。

２　整理番号欄には、記入しないこと。

３　指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。

４　この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずＨＢの鉛筆を使用すること。

また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。

５　氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

６　学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学院への入学年月を記載すること。

７　第10回以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出していないものを除く。）については、当該受験票の提出をもつて実務経験証明書、卒業証明書又は指定科目履修証明書の提出に代えることができる。

８　実務経験証明書にあつては、勤務先の長が、卒業証明書及び指定科目履修証明書にあつては、学校等の長が発行したものであること。

９　実務経験見込証明書の提出をもつて申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。

10　卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出をもつて申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出すること。

11　精神保健福祉士であつて試験科目の免除を申請する者は、精神保健福祉士登録証の写しを提出すること。

12　用紙の大きさは、Ａ４とすること。